

件名	愛媛県大規模県有施設整備基金条例の一部を改正する条例
主管課	財政課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>今後増加が予想される施設の老朽化対策に備えて、県有施設の改修等を計画的に推進するため、条例の一部を改正するもの。</p> <p>〈改正内容〉</p> <p>1. 条例名の変更</p> <p>(旧) 愛媛県大規模県有施設整備基金条例 ↓ (新) 愛媛県県有施設更新整備基金条例</p> <p>2. 設置規定の改正</p> <p>(旧) 第1条 大規模な県有施設の整備に要する経費の財源に充てるため、大規模県有施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。 ↓ (新) 第1条 県有施設の改修、建替えその他の整備に要する経費の財源に充てるため、県有施設更新整備基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p>	